

【保険医療機関における書面掲示事項等】

- ・当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
- ・当院は「生活保護法等指定医療機関・指定難病指定医療機関・被爆者一般疾病指定医療機関・結核指定医療機関」の指定を受けております。
- ・令和1年9月1日より敷地内禁煙としております。

明細書について

当院は療養担当規則に則り、使用した薬剤や検査の名称や算定した診療報酬の項目や金額が記載される明細書を領収書の発行時に無償で交付しています。公費負担医療受給者で自己負担のない方にも同様に無料で交付しています。発行を希望されない方は受付でその旨お申し出ください。

一般名での処方について

後発医薬品があるお薬については、ご説明の上、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合があります。

処方について

患者様の状態に応じた医師の判断により、28日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することが可能です。

当院では原則として院外処方になります。

長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

後発医薬品（ジェネリック）がある薬で先発医薬品の処方を希望する場合は、特別の料金を支払う必要があることがあります。

医療情報の活用について

質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認や電子処方箋のデータ等から取得する情報を活用して診療を行います。